

目次

- 第1章 総則(第1条—第10条)
- 第2章 基本的施策(第11条—第25条)
- 第3章 ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護(第26条—第28条)
- 第4章 倉敷市男女共同参画審議会(第29条—第32条)
- 第5章 意見の申出等(第33条)
- 第6章 雑則(第34条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体の責務を明らかにし、男女共同参画の推進について必要な事項を定めることにより、男女の人権が尊重される男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として、共に活動に参画し、かつ、責任を分かち合うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内において、住み、働き、学び、又は活動する個人をいう。
- (4) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 市民団体 主たる構成員が市民又は事業者である営利を目的としない団体をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 相手方の意に反した性的な言動を行うことにより当該相手方の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた者の対応を理由に当該言動を受けた者に不利益を与えることをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際の相手方等親密な関係にあり、又は親密な関係にあった男女間における身体的、精神的、性的、経済的又は社会的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別により差別されることなく、個人として個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されること。
- (2) 男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭及び地域における活動並びに職場における活動に対等に参画できること。
- (3) 社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されていること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者若しくは市民団体における方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 男女が、対等な関係の下に、互いの性についての理解を深め、妊娠、出産等についての互いの意思を尊重し、生涯にわたり心身の健康が維持されること。
- (6) 男女平等の推進が、国際社会での取組を十分理解して行われていること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「推進施策」という。)を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、推進施策を実施するに当たり、市民、事業者及び市民団体(以下「市民等」という。)並びに県及び国と相互に連携と協力を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会についての理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画し、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女が職場における活動に対等に参画する機会を確保するよう努めなければならない。

2 事業者は、職場における活動と家庭及び地域における活動との両立に配慮し、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動において、セクシュアル・ハラスメント防止のための環境整備を行うよう努めなければならない。

4 事業者は、市が実施する推進施策及び推進施策に関する調査に協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、その活動において、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 市民団体は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育における男女共同参画への配慮)

第8条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性にかんがみ、教育の目的を実現する過程において、男女共同参画の基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 男女は、子どもたちの教育に関し、あらゆる分野において、共に積極的に参画し、基本理念に配慮した子育てに協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止等)

第9条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由とする差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンス

(4) ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第3条の規定に基づく禁止行為

2 市は、前項各号に掲げる行為の防止について必要な広報その他啓発に努めなければならない。

(情報の表示に関する留意)

第10条 すべての人は、新聞、雑誌、ポスター等により情報を表示する場合、性別による固定的な役割分担、暴力、性的羞恥心等を助長するような表現を行わないように努めなければならない。

第2章 基本的施策

(男女共同参画計画)

第11条 市長は、推進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本計画の実施状況等の公表)

第12条 市長は、基本計画の実施状況等について、公表するものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第13条 市は、男女共同参画の推進について市民等の理解を深めるため、広報活動等適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進週間)

第14条 市は、市民等の男女共同参画を推進するに当たり、男女共同参画推進週間を毎年6月に設ける。

(教育及び学習の場における男女共同参画の推進)

第15条 市は、学校教育及び社会教育(職場における学習を含む。)において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習に必要な情報を提供するものとする。

(市民等の活動に対する支援)

第16条 市は、市民等による男女共同参画の推進に関する活動に対して、情報の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

(家庭等と職場の両立支援)

第17条 市は、男女が共に家庭及び地域における活動と職場における活動との両立ができるよう、子の養育、家族の介護等について、情報の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

(生涯にわたる女性の健康への支援)

第18条 市は、男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、対等な関係の下に、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項について互いの意思を尊重し、女性が生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう、学習の機会、情報の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

(政策決定等の場への女性の参画促進)

第19条 市は、市における政策又は事業者若しくは市民団体における方針の立案及び決定の場への女性の参画を進めるために、必要な教育及び研修の機会の充実に努めなければならない。

(自営の商工業又は農林水産業における男女共同参画の推進)

第20条 市は、家族経営等による自営の商工業又は農林水産業に携わる男女が経営又は地域社会に参画する機会を等しく確保することができるよう、情報の提供その他の支援に努めるものとする。

(表彰等)

第21条 市長は、男女共同参画の推進を積極的に実施している市民等を表彰するとともに、これを公表するものとする。

(審議会等における積極的改善措置)

第22条 市長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。

(調査研究)

第23条 市は、推進施策の策定及び実施に関し、調査研究等必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第24条 市は、市民等の協力の下に推進施策を推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、倉敷市男女共同参画推進センター(倉敷市男女共同参画推進センター条例(平成14年倉敷市条例第40号)第1条の倉敷市男女共同参画推進センターをいう。以下「推進センター」という。)を拠点として、推進施策を実施するとともに、市民等による男女共同参画の推進に関する活動を支援するものとする。

(相談の対応等)

第25条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の形成を阻害する行為に関し市民等から相談があったときは、必要に応じて関係機関と連携を図り、適切に対応するよう努めるものとする。

第3章 ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護

(DV防止計画)

第26条 市長は、ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下「DV防止計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、DV防止計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

3 市長は、DV防止計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、DV防止計画の変更について準用する。

(配偶者暴力相談支援センター)

第27条 市は、推進センターにおいて配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第2項(同法第28条の2において準用する場合を含む。)の配偶者暴力相談支援センターをいう。)としての機能を果たすよう努めるものとする。

2 前項の規定に関し必要な事項は、DV防止計画で定める。

(被害者の緊急時における安全の確保)

第28条 市は、第9条第1項第3号に掲げる行為を受けた者(以下「被害者」という。)からの申出があったときは、必要に応じて、被害者(被害者の同伴する家族を含む。)の安全の確保を行うものとする。

第4章 倉敷市男女共同参画審議会

(設置等)

第29条 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、倉敷市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議するものとする。

(1) 基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) DV防止計画の策定及び変更に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、施策の基本的事項及び重要事項

3 審議会は、施策の基本的事項及び重要事項について市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第30条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 関係団体から推薦された者

(4) 事業者から推薦された者

(5) 市民

4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第31条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(専門部会)

第32条 審議会は、必要に応じて専門の事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

第5章 意見の申出等

(意見の申出等)

第33条 市民等は、推進施策又は市が実施する施策で男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについて意見がある場合は、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市長は、前2項に定める申出の処理を適切に行うため、必要に応じて、審議会の意見を聴くことができる。

第6章 雑則

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 倉敷市女性問題協議会条例(昭和63年倉敷市条例第29号)は、廃止する。

(会議の招集の特例)

3 審議会の最初の会議は、第18条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(関係条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和42年倉敷市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中「

女性問題協議会	委員	日額 7,100円	同上
	専門委員	日額 7,100円	同上

」を「

男女共同参画審議会	委員	日額 7,100円	同上
	専門委員	日額 7,100円	同上

」に改める。

附 則(平成21年3月26日条例第17号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月26日条例第53号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。